

指定統計第6号

四

港 濟 謂 奇

調查期日 每年 3 月 31 日

運輸省

この調査は、指定統計として、統計法（昭和22年法律第18号）及び港湾調査規則（昭和26年運輸省令第13号改正）に基づいて行なう港湾調査の一部で、港湾の実態を明らかにし、港湾の開発、利用及び管理の上にきわめて重要な資料となるものであります。

この調査の結果、知られた人、法人又はその他の団体の秘密に属する事項については、絶対に他に漏れることはなく、また、この調査票は、他の目的には絶対に使用されないよう規定されていますから、申告者は、事実ありのままを期日までに申告して下さい。

提出期日 4月30日まで。

*印の欄は、申告者は記入しないで下さい。

航 路 調 查 索

昭和 年 3月 31 日現在

※ 調査港湾	甲種	港	申告者	事業所名
※ 調査票番号				所在
※ 調査員の検印			者	民名